

さくら事業所利用者連絡会設置要綱

(目的)

第1条 さくら事業所の利用者（以下、「メンバー」という。）の連絡調整と事業所の運営を円滑にすることを目的に連絡会を設置する。

(名称)

第2条 名称は、さくら事業所利用者連絡会（以下、「本会」という。）とする。

(構成)

第3条 本会は、さくら事業所と契約（登録）し、事業所を利用するメンバーで構成する。

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- (1) リーダー 1名
- (2) サブリーダー 2名
- (3) 書記 1名

2 役員任期は2年とし、メンバーの互選とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(任務)

第5条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) リーダーは、本会を統括し、会議を主宰する。
- (2) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダー事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 書記は、会議録等を記録し保存する。

(会議)

第6条 本会の会議は、毎月第1金曜日に開催するものとする。ただし、作業等の状況に応じ変更することができる。

2 この会議の司会は、リーダーが担当するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めない事項が生じた場合は、メンバー間で協議し、その結果を施設長に提言するものとする。

(附則)

この要綱は、平成19年11月 1日より施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年11月20日より施行する。